

令和3年度 西条市使用料等審議会（第1回）

日時：令和 3 年 7 月 2 6 日（月）
午後 1 時 0 0 分～

場所：西条市役所 本館 5 階502会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員及び事務局の紹介
- 5 会長及び副会長の選出
- 6 会長就任あいさつ
- 7 諮 問
- 8 審 議
 - (1) 西条市使用料等審議会について
 - (2) 今後の日程について
 - (3) 西条市公共下水道事業の概要について
 - (4) 西条市公共下水道事業の現状と課題について
- 9 その他
- 10 閉 会

西条市使用料等審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

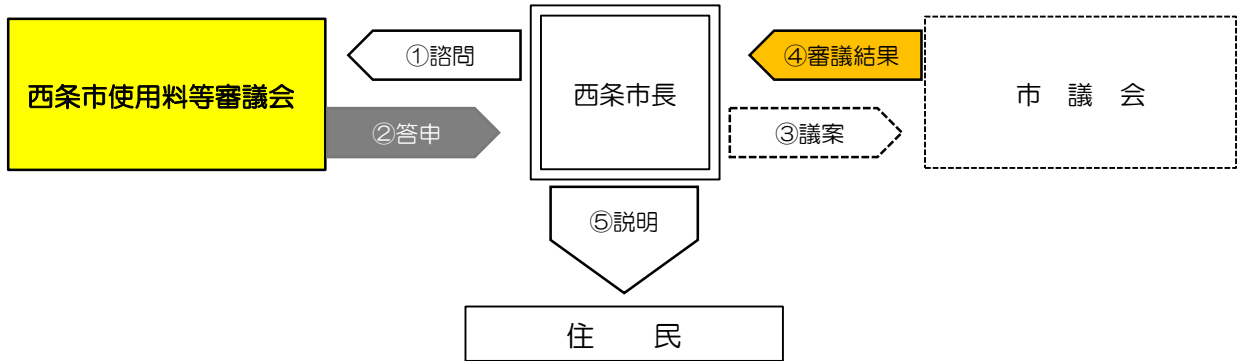
選出団体名等		役職名等	氏名
学識経験者	西条市連合自治会西条支部	氷見校区会長	坂田 龍司
	西条市連合自治会東予支部	支部長	難波江 覚
	税理士	高橋学税理士事務所	高橋 学
	西条商工会議所	会頭	星加 隆夫
	西条商工会議所	青年部会長	徳田 正樹
	周桑商工会	会長	渡部 英志
	周桑商工会	女性部部長	佐伯 敦子
	株式会社 西条産業情報支援センター	サイクス相談役	徳永 猛
下水道使用者	西条市連合婦人会	会長	徳永 米子
	西条地域労働者福祉協議会	会長	白石 岳
	済生会西条病院	事務長	矢野 泰利
	特別養護老人ホーム なごみ	事務長	森川 恵一
	個人	大町地区	菅 みよ
	個人	壬生川地区	長谷川 洋子
計			14名

1 西条市使用料等審議会について

1-1 審議会の位置づけと目的

(1) 審議会の位置づけ

「西条市使用料等審議会条例」に基づき、市長の附属機関として位置付け



西条市使用料等審議会条例

平成17年3月30日
条例第4号

(設置)

第1条 市が徴収する使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)の額に関し審議するため、西条市使用料等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会への諮問)

第2条 市長は、必要と認めたときは、使用料等の額について審議会に諮問し、意見を聴くことができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が特に必要と認めた者のうちから必要の都度市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了した日までとする。

(会長等)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、諮問事件に関する業務を担当する部署において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(2) 委員の身分と報酬

身分：非常勤特別職（地方公務員法 第3条第3項第2号）

報酬：「西条市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例」に基づく

（参考）地方公務員法 抜粋

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第三条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の全ての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(3) 本審議会の目的

市が徴収する使用料及び手数料の額に関し審議する

●H16年度に二市二町が合併して以来、2つの処理区でそれぞれの下水道使用料体系が存在

●下水道施設の整備により普及した割合（普及率）は59.9%、そのうち、下水道施設へ接続している割合（水洗化率）は94.2%

●西条市の公共下水道事業は、西条処理区が昭和59年度に供用開始し37年が経過し施設の老朽化が進んでいる

●汚水処理費を下水道使用料の収益で賄えておらず、一般会計からの繰り入れによる赤字補填を行っている

●老朽化による施設の更新需要が高まる中、節水意識の高まりと少子高齢化に伴う人口減少の影響で水需要は伸び悩み 下水道使用料の減収は避けられない

●下水道事業は、施設整備に多額の費用を投資しており企業債残額は、R2年度末現在で約194億円

審 議

【審議事項】

☐ 下水道使用料体系の統一化

☐ 下水道使用料水準の見直し

1-2 西条市使用料等審議会の公開・非公開について

(1) 会議の公開又は非公開の決定について

会議自体を公開にするか非公開にするかは、審議内容に個人情報が含まれる場合や、公開することで公正かつ円滑な審議が著しく阻害されると認められる場合は、審議会の決定により非公開にすることもできます。

(2) 会議録等の開示又は不開示について

審議会の会議録等は公文書に該当し、西条市情報公開条例により開示しなければならないとしています。不開示にできるのは第6条各号で定められた内容のもので、合理的な理由のある必要最小限の情報に限られます。

(参考) 西条市情報公開条例 抜粋

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し公文書の公開(第6号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書の公開に限る。)を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 市税の納税義務の確定した者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(公開しないことができる公文書)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、これを公開しないことができる。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができる情報
 - イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報
 - ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、公開することが公益上必要であると認められるもの
- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
 - イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある支障から人の財産又は生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
- (3) 公開することにより、人の生命、身体、健康、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められる情報
- (4) 市の機関並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体、公共団体又は公共的団体(以下「国等」という。)の内部又は相互間における協議、依頼、委任等により実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの
- (5) 公開しないことを条件として個人又は法人等から任意に提供された情報であつて、当該情報の提供者の承諾なく公開することにより、当該情報の提供者との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの
- (6) 実施機関(市長及び消防長を除く。)及び市の執行機関の附属機関並びにこれらに類するもの(以下「合議制機関等」という。)の会議に係る審議資料、会議録等の情報であつて、当該合議制機関等の規程又は議決により、その全部又は一部について公開しない旨を定めているもの及び公開することにより、当該合議制機関等の公正又は円滑な議事運営が損なわれると認められるもの

- (7) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国等の機関との間における事務事業に係る審議、検討、調査等(以下「審議等」という。)の意思形成過程において作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る公正かつ適切な意思形成又は当該審議等に支障が生じると認められるもの
- (8) 市の機関又は国等の機関が行う取締り、監査、検査、許可、試験、入札、交渉、渉外、争訟、人事その他事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的を損ない、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行を著しく困難にすると認められるもの
- (9) 法令等の規定により、公開することができないと認められる情報

(公文書の部分公開)

第7条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に、前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、公開の請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、同条の規定にかかわらず、その部分を除いて当該公文書を公開するものとする。

1-3 西条市使用料等審議会委員の個人情報の取扱いについて

委員の個人情報は、西条市個人情報保護条例により保護されています。

ただし、他の行政機関や市民等から「市がどのような委員からご意見を受け、下水道事業を運営しているのか」などの情報提供の依頼があった場合には、委員の個人情報の一部を提供させていただきたいと考えております。

【提供内容】依頼があった場合に提供する委員の個人情報の内容

- ・対象 西条市使用料等審議会委員名簿及び名簿外情報の一部
- ・内容 委員の氏名、所属団体、所属団体での役職名
- ・提供先 国の機関及び地方公共団体、関係団体、市民、報道機関

(例) 委員名簿がほしいのですが。 → 名簿(氏名、所属団体、役職名)を提供

(例) ○○委員の肩書を教えてください。 → 名簿の範囲で提供

(参考) 西条市個人情報保護条例 抜粋

(特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、当該個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 個人情報の本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等の規定に基づくとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために当該個人情報を利用し、又は提供することに相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。
- 2 実施機関は、オンライン結合(通信回線を用いて電子計算機その他の機器を結合し、実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。以下同じ。)により、個人情報を実施機関以外のものに提供をしてはならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、法令等の規定に基づくとき、又は審査会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認めるときは、オンライン結合により、個人情報を実施機関以外のものに提供することができる。

2 今後の日程について

日 程	内 容
R3年7月26日（月） 13：00～ （水道審議会と同日開催）	第1回西条市使用料等審議会 ・ 委嘱状交付 ・ 正副会長の選出 ・ 審議 (1) 西条市使用料等審議会について (2) 今後の日程について (3) 下水道事業の概要
R3年8月下旬 （水道審議会と同日開催）	第2回西条市使用料等審議会 ・ 審議 (1) 下水道使用料の現状について (2) 使用料改定案について
R3年9月下旬	第3回西条市使用料等審議会 ・ 審議 (1) 使用料改定の試算 (2) 意見の取りまとめ (3) 答申案の審議
R3年10月中旬	答申

西条市使用料等審議会（第1回）

資 料

令和3年7月26日

西条市 下水道業務課

目 次

1 下水道事業の目的と役割	1
1-1 地方公営企業の原則	
1-2 下水道事業の役割	
2 下水道事業の概要	2
2-1 西条市公共下水道事業の概要	
(1) 西条市公共下水道事業の沿革	
(2) 公共下水道事業の施設	
(3) 整備・使用状況	
3 経営状況と下水道使用料の状況	
3-1 経営の基本的な考え方	4
3-2 決算と下水道使用料の状況	5
(1) 過去5か年の決算状況	
(2) R2年度決算の収入と支出の内訳	
(3) 西条市の下水道使用料	
(4) 下水道使用料改定の経過	
(5) 県内11市の下水道使用料	
4 今後の見通しと課題	
4-1 今後の見通し	10
(1) 人口の推計	
(2) 更新需要の推移	
(3) 企業債残高の推移	
(4) 使用料収入の推移	
4-2 経営への影響	11
(1) 財政への影響	
(2) 施設への影響	
4-3 現状における課題	11
(1) 下水道使用料体系の統一化	
(2) 統一後の下水道使用料水準の見直し	

1 下水道事業の目的と役割

1-1 地方公営企業の原則

● 経営の基本原則（地方公営企業法第3条）

地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

● 独立採算制の原則（地方公営企業法第17条の2第2項）

地方公営企業においては、一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。



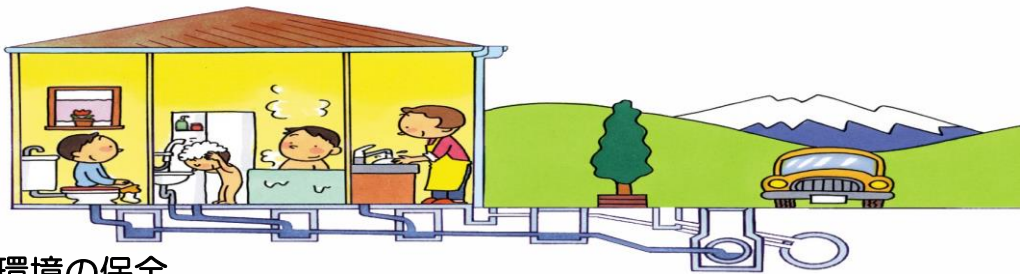
税金によらず下水道使用料の収入によって運営
されなければならない

● 経費負担の原則（地方公営企業法第17条の2第1項1号及び2号）

雨水事業の維持管理などにかかる費用は、一般会計が負担

1-2 下水道事業の役割

下水道は、家庭などから排出される汚水を処理施設に集めてきれいにし、海に戻す役割があります。



● 生活環境の保全

清潔で衛生的な水洗トイレが使える、悪臭がなくなり便槽の消毒清掃が不要になります。

● 生活環境の改善

汚水、生活雑排水を処理施設へ流すため、側溝の汚れによる悪臭、蚊やハエの発生を防ぐことが出来るなど、多くの利点があります。

● 公共用水域の水質保全

汚水、雑排水は処理施設で浄化された後に、海へ放流するため水質悪化を防ぎ、自然環境を守ります。

2 下水道事業の概要

2-1 西条市公共下水道事業の概要

(1) 西条市公共下水道事業の沿革

令和3年3月31日現在

1984（昭和59）年	西条処理区（浄化センター） 供用開始
1990（平成 2）年	東予・丹原処理区（浄化センター） 供用開始
2004（平成16）年	西条市 誕生 （西條市・東予市・丹原町・小松町 合併）
2015（平成27）年	コミュニティプラント排水事業（飯岡）を統合
2017（平成29）年	農業集落排水事業（神戸）を統合
2020（令和 2）年	地方公営企業法 一部適用 （企業会計方式 開始）

(2) 公共下水道事業の施設

令和3年3月31日現在

区分	種 別	箇所数	備 考
汚水	処理場	2	西条浄化センター 東予・丹原浄化センター
	污水管 布設延長	438km	
	污水マンホールポンプ場	75	常磐巷・北の丁・池田第1 污水マ ンホールポンプ場等
	污水ポンプ場	2	港新地真空ポンプ場 本河原污水中継ポンプ場
雨水	雨水ポンプ場 （排水機場含む）	8	本陣川・唐樋・船屋・干拓・本河 原雨水ポンプ場等
	雨水管 布設延長	38km	
	アクアトピア事業		整備延長 2km 面積 4ha

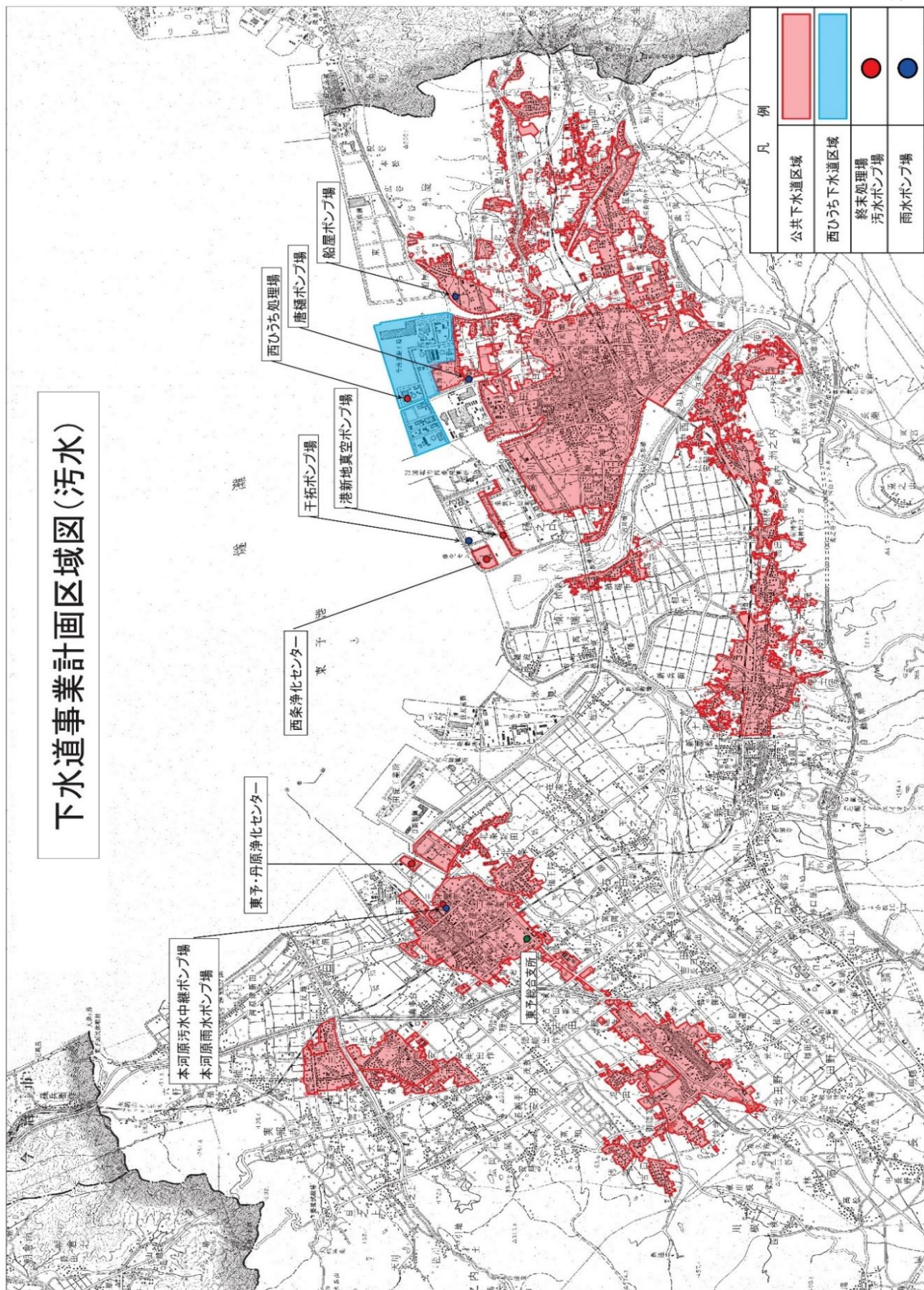
(3) 整備・使用状況

令和3年3月31日現在

区 分	西条処理区	東予・丹原処理区	全体
計 画 面 積	1,496.10ha	695.00ha	2,191.10ha
整 備 面 積	1,293.31ha	530.11ha	1,823.42ha
整 備 率	86.4%	76.3%	83.2%
処理区域人口	50,524人	13,848人	64,372人
水洗化人口	48,812人	11,826人	60,638人
普 及 率	47.0%	12.9%	59.9%
水洗化率	96.6%	85.4%	94.2%

表1 公共下水道事業計画区域図

令和3年3月31日現在



3 経営状況と下水道使用料の状況

3-1 経営の基本的な考え方

【経営の基本原則】（地方公営企業法第3条）

地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

● 独立採算制の原則（地方公営企業法第17条の2第2項）

地方公営企業においては、一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。



「下水道使用料」による自立経営が基本

● 雨水公費・汚水私費の原則（昭和36年 第1次下水道財政研究委員会 提言）

汚水事業：下水道使用料

雨水事業：公費（一般会計）

ただし、汚水処理に要する経費のうち、分流式下水道に要する経費の一部などは、公的な便益も認められることから公費により負担（地方公営企業繰出基準による）

● 下水道使用料の基本原則（下水道法第20条）

公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収

（参考）下水道法 抜粋

（使用料）

第二十条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。

二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。

三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

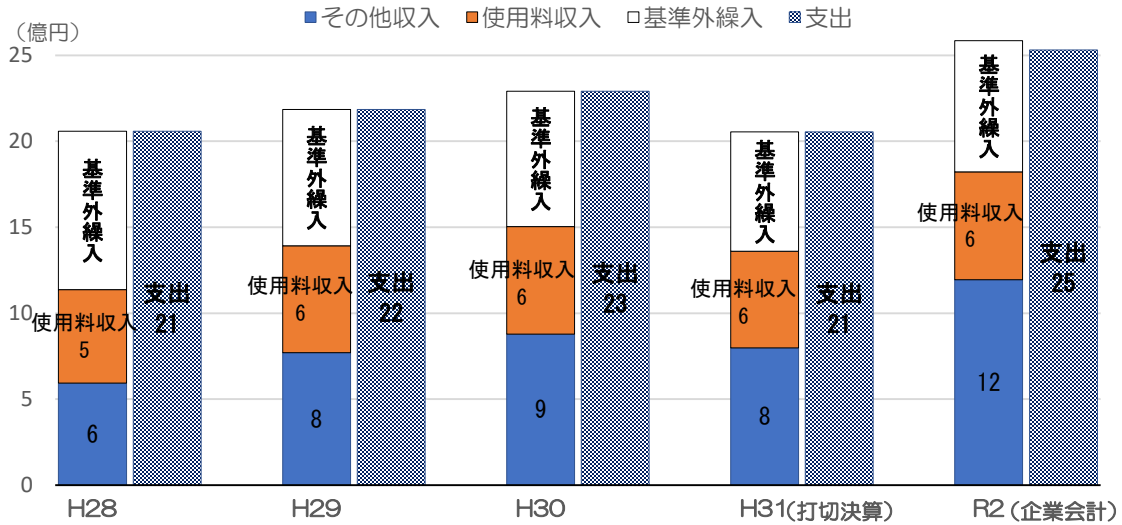
四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 （略）

3-2 決算と下水道使用料の状況

(1) 過去5か年の決算状況（収益的・元金償還）※雨水事業費を含む

毎年、赤字補填のため「一般会計」から繰り入れ



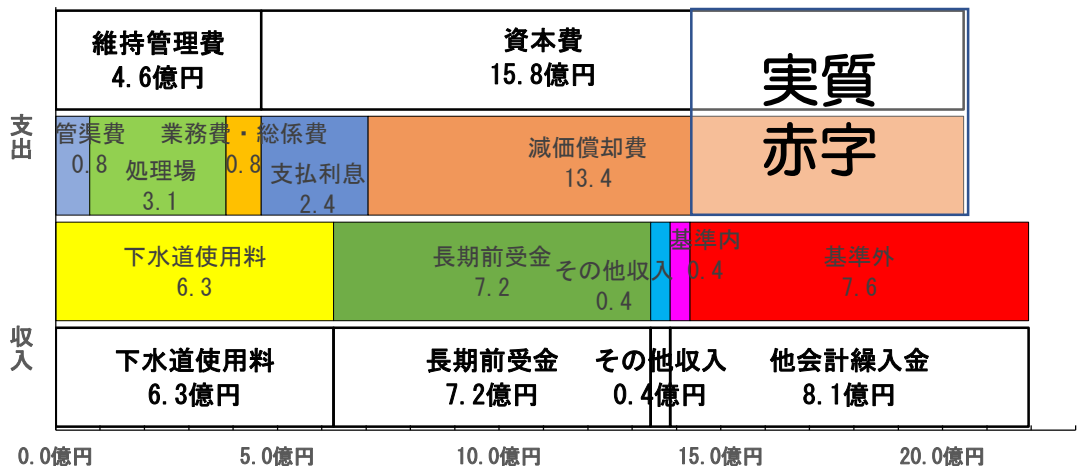
単位：千円(税込)

	H28	H29	H30	H31 (打切決算)	R2(税抜) (企業会計)
収入 (収益的+元金償還費)	2,058,708	2,184,483	2,290,544	2,054,827	2,585,203
うち使用料収入	543,705	622,290	625,720	561,145	626,518
基準外繰入	922,253	791,909	786,318	694,816	763,645
支出 (収益的+元金償還費)	2,058,708	2,184,483	2,290,544	2,054,827	2,531,413
収支	0	0	0	0	53,790
収支-基準外繰入	▲ 922,253	▲ 791,909	▲ 786,318	▲ 694,816	▲ 709,855

(出典：決算に関する調査)

(2) R2年度決算の収入と支出の内訳（汚水分）

R2年度企業会計の決算状況は、汚水事業において約6.2億円の赤字
赤字補填として、「一般会計」から繰り入れ



(出典：決算に関する調査)

(3) 西条市の下水道使用料

平成28年度に下記のと通りの使用料体系へと改定

二部料金制	基本使用料：使用水量にかかわらず負担 従量使用料：使用水量に応じて負担
基本水量	西条処理区： 5m ³ の基本水量 東予・丹原処理区： 10m ³ の基本水量
逓増型（一般汚水）	使用水量が多いほど高くなる逓増型を採用

● 一般汚水 使用種別ごとの算出根拠（1か月分）

令和3年3月31日現在 単位：円(税抜)

使用種別	算出根拠	
	西条処理区	東予・丹原処理区
水道水使用または量水器設置 (量水器による使用水量)	水道または量水器による使用水量	水道または量水器による使用水量
地下水使用 (人数による認定水量)	1～3人：1人につき10m ³ 4人～：1人につき7m ³	1～3人：1人につき8m ³ 4人～：1人につき4m ³
水道水と地下水の併用使用 (量水器による使用水量と人数による認定水量)	水道使用水量に下記を加算 1～3人：1人につき5m ³ 4人～：1人につき3m ³	水道使用水量に下記を加算 1～3人：1人につき4m ³ 4人～：1人につき2m ³
※合計金額が、地下水使用世帯として算出した認定水量による使用料より少なくなる場合は、地下水世帯の認定水量により算出した使用料となる		

● 下水道使用料表【水道・量水器使用世帯】（1か月分）

令和3年3月31日現在 単位：円(税抜)

区分	西条処理区		東予・丹原処理区	
	水量	使用料	水量	使用料
一般	基本料金 0～ 5m ³	320	基本料金 0～ 10m ³	800
	6～ 10m ³	64		
	11～ 20m ³	68	11～ 20m ³	90
	21～ 30m ³	73	21～ 30m ³	100
	31～ 50m ³	78	31～ 50m ³	115
	51～100m ³	85	51～100m ³	135
	101m ³ ～	91	101m ³ ～	155
湯屋	基本料金 0～ 5m ³	320	基本料金 0～ 10m ³	800
	6～ 10m ³	64		
	11～ 20m ³	68	11～ 20m ³	90
	21～ 30m ³	73	21～ 30m ³	100
	31m ³ ～	27	31m ³ ～	30

● 下水道使用料表【地下水世帯】（1か月分）

令和3年3月31日現在 単位：円(税抜)

世帯人数	西条処理区		東予・丹原処理区	
	認定水量	使用料	認定水量	使用料
1人	10 m ³	640	8 m ³	800
2人	20 m ³	1,320	16 m ³	1,340
3人	30 m ³	2,050	24 m ³	2,100
4人	37 m ³	2,596	28 m ³	2,500
5人	44 m ³	3,142	32 m ³	2,930
6人	51 m ³	3,695	36 m ³	3,390
7人	58 m ³	4,290	40 m ³	3,850
8人～	65m ³ ～	4,885～	44m ³ ～	4,310～

(4) 下水道使用料改定の経過

平成16年11月、二市二町の合併時、西条処理区と東予・丹原処理区において、それぞれの下水道使用料体系を継続した結果、両処理区間で使用料格差が生じた。

その後、平成28年度と平成31年度に使用料改定を行い、使用料水準の見直しと使用料の市内統一を図ることとし、現在に至る。

年	改 定 内 容
2004（平成16）年	西条市 誕生【西条市・東予市・丹原町・小松町 合併】 （2つの使用料体系を継続）
2013（平成25）年	使用料統一の必要性を説明 ・市政懇談会等で市民に下水道使用料の現状や統一の必要性を説明 広報で周知 ・平成26年11月号広報で下水道使用料の見直しを進めること掲載
2015（平成27）年	コミュニティプラント排水事業（飯岡）を統合 西条市使用料等審議会 開催 （主な答申の内容） ① 西条処理区のみ改定 ② 家庭汚水の人頭制を廃止し、従量制により使用料を計算 ③ 使用料体系に基本使用料を設定 ④ 使用料を約8%改定 ⑤ 3年程度を基本に定期的な見直しを図り、早期に使用料を統一
2016（平成28）年	議案「条例改正案」を6月市議会へ提出 ・市議会において議案「条例改正案」が可決 改正後の使用料をH29年1月使用分から適用 （西条処理区と東丹処理区の家庭用20m ³ /月当たりの使用料格差 平均約1.4倍）
2017（平成29）年	農業集落排水事業（神戸）を統合
2018（平成30）年	西条市使用料等審議会 開催 （主な答申の内容） ① 西条処理区のみ改定 ② 使用料を約11%改定 ③ 3年程度を基本に定期的な見直しを図り、早期に使用料を統一 議案「条例改正案」を12月市議会へ提出 ・市議会において議案「条例改正案」が可決 改正後の使用料をH31年4月使用分から適用 （西条処理区と東丹処理区の家庭用20m ³ /月当たりの使用料格差 平均約1.3倍）
2019（平成31）年	企業会計移行のため特別会計を打ち切り決算
2020（令和 2）年	地方公営企業法 一部適用 （企業会計方式 開始）

参考 平成30年度 下水道使用料改定の概要

ア 使用料等審議会の答申を踏まえた基本的な改定方針

- ・ 西条処理区の使用料体系を段階的に改定し、東予・丹原処理区の使用料体系へ統一する
- ・ 使用者の負担緩和を考慮し、5回に分けて統一する案を採用
- ・ 3年程度を基本として西条処理区の使用料体系を見直す

イ 改定内容

- ・ 西条処理区の使用料体系を改定
- ・ 使用料改定率は約11%引き上げ
- ・ 平成31年4月使用分（令和元年7月請求分）から適用
- ・ 湯屋汚水についても改定

表4 西条処理区、東予・丹原処理区の下水道使用料表（1か月分）

令和3年3月31日現在 単位：円(税抜)

区 分		西条処理区 (円/㎡)		東予丹原処理区 (円/㎡)
		改正前	改正後	改正なし
一般汚水	基本使用料	300	320	800
	1～5 ㎡			
	6～10 ㎡	60	64	
	11～20 ㎡	63	68	90
	21～30 ㎡	66	73	100
	31～40 ㎡			
	41～50 ㎡	69	78	115
	51～60 ㎡			
	61～100 ㎡	72	85	135
	101 ㎡～	75	91	155
湯屋汚水	基本使用料	300	320	800
	1～5 ㎡			
	6～10 ㎡	60	64	
	11～20 ㎡	63	68	90
	21～30 ㎡	66	73	100
	31 ㎡～	25	27	115

(出典：H30年度 西条市使用料等審議会資料)

(参 考) 処理区ごとの下水道使用料（月20㎡の場合） …380円（税抜）西条処理区が安い

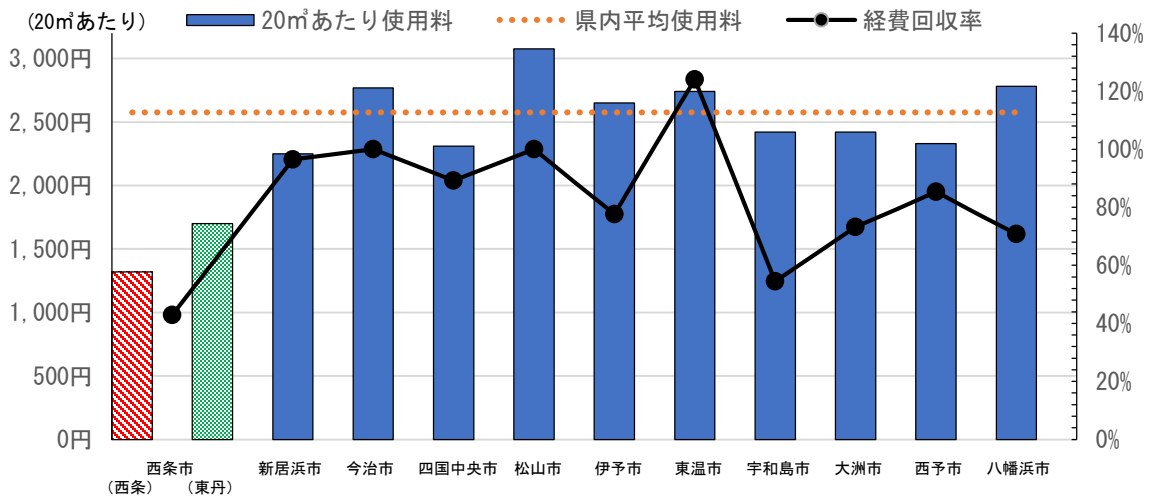
【西条処理区】 1,320円（税抜） 算出根拠 ①基本使用料：320円
②従量使用料：1,000円
… (64円×5㎡) + (68円×10㎡)

【東予・丹原処理区】 1,700円（税抜） 算出根拠 ①基本使用料：800円
②従量使用料：900円
… (90円×10㎡)

西条市は持続可能な開発目標
(SDGs) を支援しています。

(5) 県内11市の下水道使用料

「西条処理区」の20㎡あたり使用料が県内11市の中で最下位
県内平均使用料に比べ、「西条処理区」は約半分の設定となっている
地下水世帯における「認定水量」では、「西条処理区」が最上位



● 一般汚水 県内11市の下水道使用料表 (1 か月分)

令和3年3月31日現在 単位: 円(税抜)

市名		西条市		新居浜	今 治	四国中央	松 山	伊 予	東 温	宇和島	大 洲	西 予	八幡浜
		西条	東丹										
従量単価 (3ヵ月)	基本使用料	320					986.4	(1,000)	500				
	1~5		800	950	1,142	971.9				800	800	650	920
	6~8						30.0	1,150	75				
	9~10	64											
	11~20	68	90	130	162.7	133.7	179.1	150	149	135	135	140	136
	21~30	73	100		199.1	152.8	200.0	180	163	145	145		159
	31~40			175									176
	41~50	78	115		219.1	161.9	206.4	195	175	155	155		194
	51~60												212
	61~100	85	135	200	228.2	200.0	222.8	205	189	165	165		
	101~200				240.9		226.4	215				150	
	201~250												
	251~400						240.0				175		224
	401~500	91	155	215	251.8	210.0		218	203	175			
20㎡あたり使用料		1,320	1,700	2,250	2,769	2,309	3,077	2,650	2,740	2,420	2,420	2,330	2,782
使用料単価		69.5	101.9	112.5	138.5	115.4	153.9	132.5	137.0	121.0	121.0	116.5	139.1
単価 他市との比較		西条市単価	75.5	37.0増	63.0増	39.9増	78.4増	57.0増	61.5増	45.5増	45.5増	41.0増	63.6増
経費回収率 (H31年度決算)		42.9%		96.5%	100.0%	89.2%	100.0%	77.6%	124.1%	54.5%	73.2%	85.3%	70.8%

● 地下水世帯 県内11市の下水道使用料表 (1 か月分)

令和3年3月31日現在 単位: 円(税抜)

	西条市				新居浜	今 治	四国中央	松 山	伊 予	東 温	宇和島	大 洲	西 予	八幡浜										
	西条		東丹																					
世帯員数	㎡	使用料	㎡	使用料	㎡	使用料	㎡	使用料	㎡	使用料	㎡	使用料	㎡	使用料	㎡	使用料								
1人	10	640	8	800	8	950	7	1,142	8	972	8	1,226	7	1,150	8	1,100	8	800	8	800	6	650	8	920
2人（水量は増額分）	10	1,320	8	1,340	8	1,730	7	1,793	8	1,774	6	2,003	7	1,750	8	2,144	8	1,880	8	1,880	6	1,210	8	2,146
3人（水量は増額分）	10	2,050	8	2,100	8	2,950	7	2,968	4	2,309	6	3,077	7	2,830	3	2,591	4	2,420	8	3,000	6	2,050	4	2,782
4人（水量は増額分）	7	2,596	4	2,500	8	4,350	4	3,765	4	2,920	5	4,077	3	3,370	3	3,066	4	3,000	4	3,580	6	2,930	4	3,486
5人（水量は増額分）	7	3,142	4	2,930	8	5,750	4	4,561	3	3,378	5	5,077	3	3,910	3	3,555	4	3,580	4	4,180	6	3,830	4	4,190

4 今後の見通しと課題

4-1 今後の見通し

(1) 人口の推移

■ 行政人口および処理区内人口は減少傾向

平成22(2010)年 112,091人

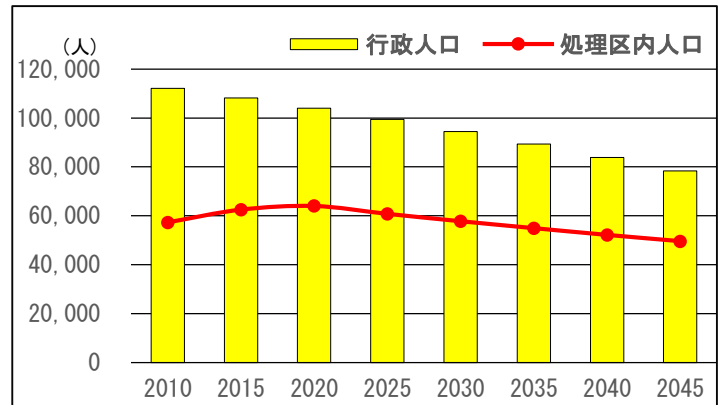


35年間で
30%減少

令和27(2045)年推計 78,307人

処理区内人口は、下水道整備により増加傾向にあったが、今後の人口減少に伴い、処理区内人口も減少すると見込まれる。

行政人口と処理人口の推移



(出典：R2～12年度経営戦略)

(2) 更新需要の推移

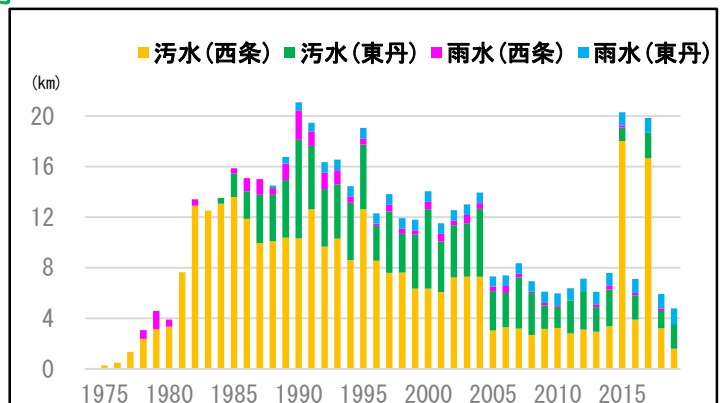
■ 老朽化による施設の更新費用が増加

昭和49(1974)年に整備開始してから約50年が経過している。

そのため、管渠、処理場および雨水ポンプ場の老朽化が進み、今後、施設の更新費用が増大する見通し。

特に管渠施設の老朽化は、降雨時に不明水の浸入増を引き起こすなどの原因となり維持管理費の増加につながる恐れがある。

管渠（污水・雨水）整備状況



(出典：R2～12年度経営戦略)

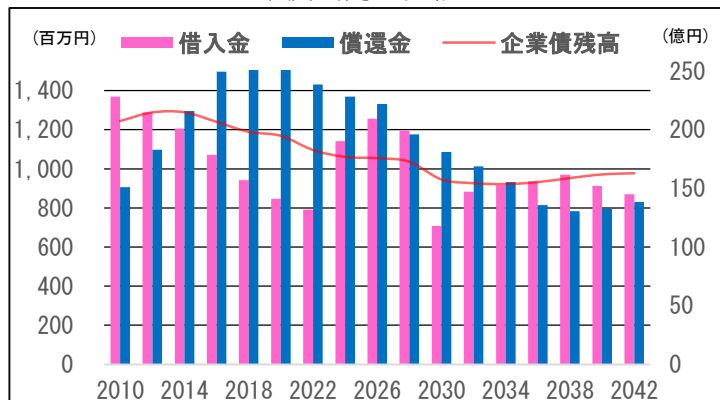
(3) 企業債残高の推移

■ 企業債(借入金)の残高額が減少

企業債の新規借入額は、減少傾向となっている。

しかし、浸水対策事業である雨水ポンプ場建設事業や処理場改築事業に着手しており、今後は増加するものと推計されるが、企業債償還金を超えないように計画的な借入れを行うことで、企業債残高は年々減少傾向で推移していく。

企業債残高の推移



(出典：R2～12年度経営戦略)

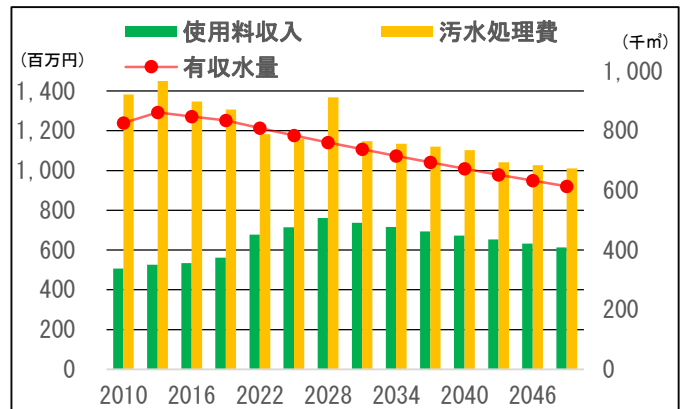
(4) 使用料収入の推移

■ 使用料収入で污水处理費が賄えていない

県内および類似団体の使用料と比較しても、西条市の使用料は低く、污水处理費を賄えていない。

その財源不足分については、一般会計繰入金によって補っている。

使用料収入と污水处理費の推移



4-2 経営への影響

(1) 財政への影響

① 人口減少と収益の悪化

■ 下水道使用料収入の減少

人口減少に伴う「下水道使用料」収入が減少すると予想

■ 水需要構造の変化

節水機器の普及・節水意識の定着や1世帯当たりの人数の変化に伴い、収入減少が予想

(2) 施設への影響

① 下水道施設の更新と費用の増加

■ 下水道施設の経年劣化・老朽化

昭和50年代から整備をはじめた処理場や下水道管などの污水施設が徐々に法定耐用年数に近づいており、施設の更新費用の増加が予想

② 多様化する災害への対応

■ 地震や浸水災害への対策

近年多発している台風や局地的な大雨への対応に加え、南海トラフ地震等に対する防災減災対策が求められており、施設の災害対策費用の増加が予想

4-3 現状における課題

(1) 下水道使用料体系の統一化

● 算定水量の統一

「基本水量」と地下水世帯での「認定水量」が処理区ごとで異なる

● 使用料単価の統一

「基本使用料」「水量区分ごとの使用料単価」が処理区ごとで異なる

(2) 統一後の下水道使用料水準の見直し

● 使用料水準の見直し

使用料収入で賄えず、独立採算の原則のもと統一後も使用料見直しが必要

メ モ

メ モ